

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	国民健康保険市町村標準事務処理システム移行事前検証業務
発 注 課	保険企画課
選 定 事 業 者	株式会社日立製作所 北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。</p> <p>本業務は、上記事業者が国民健康保険中央会に提供している市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）について、総務省作成「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に記載されている「データ移行」の先行作業に相当する作業を行い、データ移行にあたり発生が想定される課題の抽出及びそれに対する対応策の検討を行うものである。</p> <p>国が示す標準仕様に準拠したシステムについては、多くの業務で本市への提供が現時点で見込めないため、本市の現行の基幹系システムを標準化対応させる方向で検討を進めている。一方で「国民健康保険」業務については、標準システムが唯一の本市への対応が見込める標準準拠システムとして提供が予定されている。</p> <p>今回の業務については、標準システムの仕様を詳細に把握し、検証環境を整備したうえで、データ移行にあたり発生が想定される課題の抽出と対応策の検討を行う必要があるが、この業務を適切かつ期間内に実施することができるのは、標準システムの開発・他政令市への提供を通じ、設計仕様及びドキュメントを熟知している上記事業者のみである。また、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和5年度に行ったRFIにおいて、上記事業者のみが国民健康保険業務において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答している。</p> <p>以上の理由から、上記事業者に本業務を委託する。</p> <p>なお、本業務は移行の事前作業にあたるものであり、移行業務の調達については別途行うものである。</p>	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
決 定 日	令和6年6月20日